

# 令和4年第5回野洲市議会定例会議案

議第94号 財産の無償貸付について（追認）

## 令和4年第5回野洲市議会定例会提出案件 (No.2)

### その他 1件

#### □議第94号 財産の無償貸付について (追認)

次の財産を無償貸付することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

①無償貸付をする財産	所在地	野洲市吉地 1130 番 1 の一部 野洲市吉地 1130 番 2 の一部 野洲市吉地 1131 番の一部
	区分	土地
	地積	870.53 m <sup>2</sup>

②無償貸付の相手方	滋賀県野洲市吉地 1130 番地 1 NPO法人ふれあいワーカーズ 理事長 野洲 秀一
-----------	---

③無償貸付けの目的	NPO法人ふれあいワーカーズの施設用地として財産を貸し付けることにより、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの提供の支援及び障害福祉の充実を図ろうとするものである。
-----------	--

なお、当該土地は、同法人に対し、平成 22 年 4 月 1 日から無償で貸付けを行っている土地であり、引き続き貸付けを行うものである。

④無償貸付の期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
----------	------------------------------------